

個人情報保護規定

(目的)

第1条 山王台小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長、PTA副会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA本部役員など、各委員会とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 本会員並びに委員会名簿の作成
- (2) 文書の作成
- (3) 会員間のPTA活動に関する連絡

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理・保管)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者または責任者の立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 個人情報を取り扱う情報端末について

- (1) OSを常に最新状態に保つ
- (2) セキュリティソフトを導入して常に最新状態に保つ
- (3) 個人情報が記録されているファイルまたはフォルダには、パスワードを設定し、それぞれの個人情報を見る権限がある人だけがファイルを開くことができるようにする
- (4) 持ち出す場合には、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけて送信するなど適切な取り扱いをする
- (5) パソコンや携帯電話などの情報端末で個人情報を含むファイルを作成した場合は、作成後速やかに削除する

第 11 条 本会は、個人情報の取り扱いの全部又は一部を本会以外のものに委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第 12 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条 個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 15 条 本会は本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者（PTA 会長もしくは PTA 副会長）に報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、PTA 役員、各委員会に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 本会の「個人情報保護規定」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。